

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正（案）

平成 26 年 11 月 14 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 8 条 (略)</p> <p>(一括発注の運営等)</p> <p>第 8 条の 2 委託会社は、複数の投資信託財産に係る有価証券等（<u>有価証券、有価証券に関する信用取引及びデリバティブ取引（金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引）をいい、以下本条において「有価証券等」という。</u>）の売買注文（運用部門（各投資信託財産に係る売買条件の指示及び数量を決定する部門又は担当者を用いる。以下本条及び次条において同じ。）から発注部門（各投資信託財産に係る売買注文を金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいう。以下同じ。）に発注（発注部門から金融商品取引業者等への発注をいう。以下同じ。）する部門又は担当者をいう。以下本条及び次条において同じ。）へ指示することをいう。以下同じ。）が同一の売買条件（有価証券等の種類及び銘柄、売付又は買付の別、取引種類並びに執行価格又は価格帯をいう。以下この条において同じ。）の売買注文であり、かつこれらの売買注文が次に掲げるいずれかの注文（運用部門から発注部門への注文をいう。以下同じ。）に該当する場合には、当該複数の売買注文を束ねて金融商品取引業者等に発注すること（委託会社が市場状況を勘案して、最良執行を確保する観点から、分割して発注する場合を含む。以下「一括発注」という。）ができるものとする。</p> <p>なお、自己取引については、一括発注としないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市場取引時間中に発注部門に到達した有価証券等の売買注文（委託会社の社内規則において、細則で定める発注部門が一括発注として取扱うための要件、手続き等が定められているものに限る。）</p> <p>2 一括発注の対象となる有価証券等は、当分の間、取引所金融商品市場（金商法第 2 条</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 8 条 (同 左)</p> <p>(一括発注の運営等)</p> <p>第 8 条の 2 委託会社は、複数の投資信託財産に係る有価証券の売買注文（運用部門（各投資信託財産に係る売買条件の指示及び数量を決定する部門又は担当者をいう。以下本条及び次条において同じ。）から発注部門（各投資信託財産に係る売買注文を金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいう。以下同じ。）に発注（発注部門から金融商品取引業者等への発注をいう。以下同じ。）する部門又は担当者をいう。以下本条及び次条において同じ。）へ指示することをいう。以下同じ。）が同一の売買条件（有価証券の種類及び銘柄、売付又は買付の別、取引種類並びに執行価格又は価格帯をいう。以下この条において同じ。）の売買注文であり、かつこれらの売買注文が次に掲げるいずれかの注文（運用部門から発注部門への注文をいう。以下同じ。）に該当する場合には、当該複数の売買注文を束ねて金融商品取引業者等に発注すること（委託会社が市場状況を勘案して、最良執行を確保する観点から、分割して発注する場合を含む。以下「一括発注」という。）ができるものとする。</p> <p>なお、自己取引については、一括発注としないものとする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 市場取引時間中に発注部門に到達した有価証券の売買注文（委託会社の社内規則において、細則で定める発注部門が一括発注として取扱うための要件、手続き等が定められているものに限る。）</p> <p>2 一括発注の対象となる有価証券は、当分の間、取引所金融商品市場（金商法第 2 条</p>

新	旧
<p>第17項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)、外国金融商品市場(金商法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。))又は店頭売買金融商品市場(金融商品市場(金商法第2条第14項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。))のうち取引所金融商品市場以外の市場をいう。以下同じ。)に上場又は登録されている有価証券等とする。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成 年 月 日から実施する。</p>	<p>第17項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)、外国金融商品市場(金商法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。))又は店頭売買金融商品市場(金融商品市場(金商法第2条第14項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。))のうち取引所金融商品市場以外の市場をいう。以下同じ。)に上場又は登録されている有価証券とする。</p> <p>(同 左)</p>